

【東京電力に対する8項目の要求事項】

ALPS処理水の希釈放出設備等の新設計画に対する安全面については、適切に計画されていると評価したが、更なる安全性の向上のための措置や、分かりやすい情報発信の取組が欠かせないと考えられることから、東京電力に対する要求事項として以下の8項目をとりまとめた。

(1) ALPS処理水に含まれる放射性物質の確認について

希釈前の段階で国の規制基準値（トリチウムを除く）を下回ることを確認するための測定対象核種の選定にあたっては、除去対象62核種と炭素14以外についても、可能な限り実測定を行い、ALPS処理水に含まれる核種の存在を明確にすること。

- ・線量評価への影響が小さい（告示濃度比1/100未満）としてALPSによる除去対象外としている他の核種についても、ALPS処理水中の存在を測定により明らかにすることが、県民の不安解消のためにも重要である。

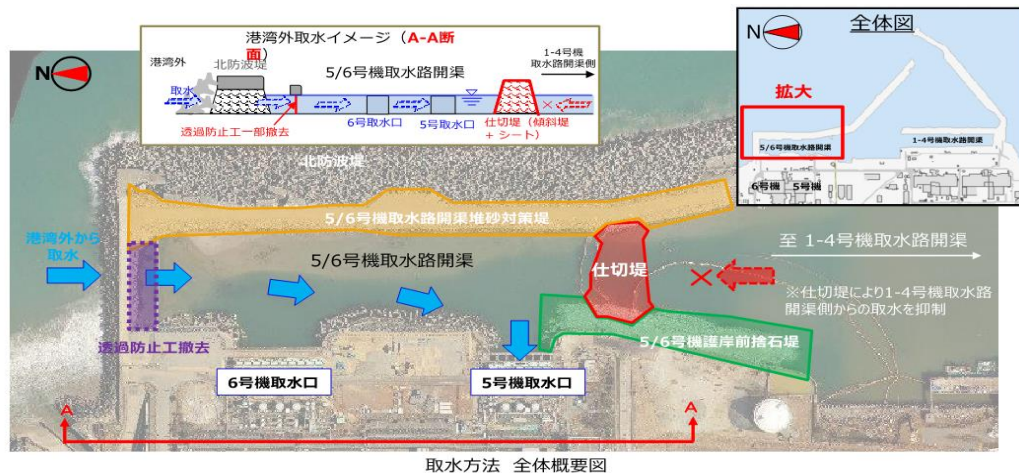
(2) ALPS処理水の循環・攪拌における適切な運用管理について

測定・確認用設備（K4タンク群）における測定試料の均質化については、水に溶けない粒子状の放射性物質を考慮して循環・攪拌の運用管理を行うとともに、排出後のタンク底部の残水や沈殿物の残存の影響を適切に監視すること。

- ・ALPS処理水の測定に当たっては、測定・確認用設備においてタンク内の水全体が均質化される必要がある。また、粒子状の放射性物質の影響を適切に把握することが重要である。

(3) 希釈用海水に含まれる放射性物質の管理について

希釈用海水の取水については、5,6号機取水路開渠の放射性物質が混入しないよう、運用開始までに除去等の対策を講じるとともに、取水した海水に含まれる放射性物質の濃度を定期的に監視すること。



(4) トラブルの未然防止に有効な保全計画について

設備・機器の保全にあたっては、ALPS処理水希釈放出設備等が放射性液体廃棄物を管理して適正に環境へ放出するための重要設備であるという認識を関係者が共有して取り組むとともに、設備等のトラブルを未然に防ぐため、有効な保全計画を策定すること。

- ・ALPS処理水は、建屋内滞留水（汚染水）と比べて含まれる放射性物質の量は小さいが、トラブル等による管理されない漏えいや流出を防止するため、設備の予防的な保守（時間基準保全）を行うことが重要である。

(5) 異常時の環境影響拡大防止のための対策について

処理水の漏えいや意図しない放出などの異常発生に備え、環境影響拡大防止のための機動的対応を迅速かつ確実に実施できる手順書の整備、訓練による対応力の向上に努めること。また、機動的対応における時間的余裕を確保するため、設備面における重層的対策を講じること。

- ・万が一、タンクの連結管等が損傷しても漏えい水が堰を溢水しないようにするための機動的対応や設備面の対策が重要である。

(6) 短縮された工期における安全最優先の工事について

設備・施設の設置にあたっては、補正申請で短縮されたスケジュールありきではなく安全最優先で進めること。特に、海底トンネル等の海洋での工事は厳しい環境が想定されるため、不測の事態に備え、リスク評価に基づいた安全対策を徹底すること。

	2022年												2023年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設設置																								

補正申請により工事期間が当初の計画より2か月短縮

現地据付組立

使用前検査

※現在精査中であり、今後変更があり得る

(7) 処理水の測定結果等の分かりやすい情報発信について

処理水の測定結果や設備の運転状況等については、ホームページ等において常に最新の情報が確認できるよう公表するとともに、安全性に関する数値と比較するなど、分かりやすい情報発信に努めること。また、トラブルが発生した場合は、安全確保協定に基づき速やかに通報連絡するとともに、事象に伴う放射線影響等についても正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

(8) 放射線影響評価等の分かりやすい情報発信について

「放射線影響評価結果(設計段階)」については、人及び環境への影響の程度を自然界のレベルと比較する等により県民に不安を与えないよう、様々な媒体を使って分かりやすく説明すること。また、海域モニタリングにおける海水中のトリチウム濃度だけでなく、海底土や海洋生物への蓄積傾向と併せて、県民はもとより国内外に広く理解されるよう情報発信すること。